

建不第1165号  
令和2年3月30日

各建設業関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた経営事項審査における対応について（令和2年4月以降）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた経営事項審査における対応について」（令和2年2月28日付け建不第1036号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた経営事項審査における対応の期間延長について」（令和2年3月13日付け建不第1098号）により、経営事項審査の受審方法について郵送での受付を行う等の対応をしているところですが、より一層の感染拡大防止を図るため、経営事項審査の申請方法を下記のとおりとします。

つきましては、会員の皆様へ周知方特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 対象期間

令和2年4月10日（金）の審査日から当面の間

2 申請方法について

経営事項審査の申請は、当面の間郵送での申請を受け付けます。

ただし、会場での審査についても日程どおり行いますので、会場での受審方法については、下記「(2) 会場における受審について」をご参照ください。

(1) 郵送による受付について

ア 上記期間中に経営事項審査を受審予定（補正等を含む。）の申請者については、申請書及び確認書類の郵送での申請受付を実施します。

イ 申請にあたり、原本提出とされている書類以外は、写し（コピー等）を提出してください。（審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却



します。それ以外の確認書類については返却しませんので、必ず写しを提出してください。)

※確認書類が省略できるものではありません。

※建設業許可申請書の副本及び事業年度終了届については、以下のページのみ写しを添付してください。

- ・建設業許可申請書の副本
  - …表紙及び専任技術者一覧表
- ・事業年度終了届

…工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施工金額

※審査完了後、申請書の副本を返却するため、返信用封筒の同封をお願い致します。(切手の添付は不要です。)

ウ 補正があった場合には、後日ファックス等にてご連絡いたします。補正の指定期間内に書類の提出が無かった場合、結果通知書の発送日は通常発送予定日の次の扱いとさせていただきます。

エ 郵送先については下記のとおりです。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県庁建設・不動産課 契約・審査班 宛て

## (2) 会場における受審について

ア 会場で受付に記入後、申請書等を職員に提出し、原則として会場からご退場いただきます。審査が終了後、職員が申請者の携帯電話等にご連絡しますので、再び会場に戻り書類をお受け取り下さい。その際、補正の指示等をさせていただきます。

イ 会場にて審査終了まで待機いただくことも可能としますが、会場にて待機される場合は、感染予防対策を講じるなど同席されている申請者に御配慮をお願いいたします。

## 3 その他の留意事項について

(1) 郵送での申請における結果通知書発送日につきましては、別紙をご確認ください。

(2) その他不明点は、建設・不動産課契約審査班あてにご連絡ください。

千葉県県土整備部 建設・不動産課  
契約・審査班

TEL:043-223-3113 FAX:043-225-4012

Mail:kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp